

【第1号被保険者】(自営業者、農業従事者など)への独自給付

都市再生街区基本調査に伴う現況調査を実施します

■付加年金(国民年金基金加入者や免除等の該当者を除く)
定額保険料にプラスして付加保険料400円を納付することにより、次の式で計算された額を老齢基礎年金に加算して受けることができます。

付加年金額(月額)＝200円
×付加保険料納付月数

なお、付加年金額は、年金額の物価スライドが行われた場合でも改定されません。

■寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除を受けた期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなったとき、妻は60歳から65歳になるまでの間受けられます。

ただし、次の条件があります。
※夫との間に婚姻関係が10年以上あること

※夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けていないこと
年金額は、夫が受けるはずだった老齢基礎年金額の4分の3です。

■死亡一時金

国民年金の保険料を納めた期間と、半額免除期間の2分の1を合わせた期間が、36か月(3

年)以上の人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなったときに、生計を同一にしていた遺族が受けられます(付加保険料を36か月以上納めていたときは、8500円が加算されます)。

ただし、遺族基礎年金を受けられるときは、死亡一時金は受けられません。

10月31日からの年金電話相談は「ねんきんダイヤル」
☎0570-05-1165
(年金請求などに関する相談)
☎0570-07-1165
(年金を受けている方の相談)

「ねんきんダイヤル」は、お客様からの電話が回線の空いている全国の年金相談センターに直接つながります。
「通話料金について」
・一般の固定電話の場合
・市内通話料金(接続先に関係なく)
・携帯電話の場合
・携帯発信者負担
なお、電話機の設定、PHSなど電話機によってはご利用にならない場合があります。その際は、ほかの電話機でおかけいただく

が新潟西社会保険事務所に年金相談をしてください。
※受付時間
午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日を除く)

電話による年金相談では、相談者の確認をさせていただきますので、年金手帳や年金証書、振込通知書をご用意ください。また、相談したい事柄について、具体的にメモしておくことをお勧めします。

不審な電話やハガキにご注意ください
社会保険事務所の職員等を装った不審な電話や「国民年金組合」「国民年金センター」等の架空の社会保険関係団体名による文書等により、年金受給者や被保険者およびその家族に現金の振り込みを依頼したり、請求する事例が多発しています。社会保険事務所等では、指定口座に現金の振り込みを依頼することはありません。不審な電話を受けたときは即答せずに、相手の所属、氏名等を確認し、新潟西社会保険事務所にお問い合わせください。
☎025-225-3001

11月定例社会保険事務所相談所(年金相談等)の開設について

- 佐和田商工会 ☎52-3148
16日(水)
- 受付 午後1時30分～3時30分
- 両津商工会 ☎27-5128
17日(木)
- 受付 午前9時～11時
- 小木町商工会 ☎86-2216
17日(木)
- 受付 午前9時～10時30分
- 問い合わせ先
市民課 国民年金係
☎63-5112
各支所市民課 国民年金担当係
または
新潟西社会保険事務所
☎025-225-3001

国土交通省では、市内の人口集中地区で、地籍調査のための基礎調査である「都市再生街区基本調査」を実施します。

- 期間 10月下旬～平成18年3月下旬
- 対象地域 両津湊、両津夷、両津夷新、両津福浦丁目、両津福浦丁目、春日、加茂歌代の部、梅津の一部
- 作業内容 現地踏査(公共基準点および官民境界杭等の状況を調査)
- 問い合わせ先
都市再生機構東日本支社
都市再生企画部
☎03-5323-2427
市役所建設課
都市計画係
☎63-5118

社会福祉法人佐渡国仲福祉会職員募集
特別養護老人ホーム「やはたの里」、身体障害者療護施設はまなすの家」の正規職員を募集します。
職種/看護師 募集人数/若干名
受験資格/看護師の資格を有する者(年齢45歳まで)
受付/試験/やはたの里で随時受け付け、後日試験日時を連絡
採用/採用日は相談の上、決定
問い合わせ先/社会福祉法人佐渡国仲福祉会 ☎51-1200
臨時看護師・准看護師もあわせて募集しています。